

平成 26 年度 東京都立第五商業高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならないことを自覚するように促す。
- (2) 本校においてすべての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるように、生徒をいじめから守り、いじめの未然防止・早期解決に努めていく。
- (3) いじめ問題に適切に対応できるように教員の指導力を高め、教職員全体で組織的に取り組み、保護者や関係機関と連携していく。

2 学校及び教職員の責務

本校及び教職員は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止と、校内体制だけでは解決できない重大事態が発生した場合に、学校外の有識者を交え相談・連携を図り、解決に当たるために設置する。

イ 所掌事項

○いじめの未然防止

○重大事態発生に際して、いじめられた生徒の安全の確保

○いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

○関係機関、専門家等との相談・連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

○重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

ウ 会議

各学期に 1 回、学校運営連絡協議会開催時に合わせて開催する。また、重大事態が発生した際に臨時開催する。

エ 委員構成

(校外)

本校同窓会員、本校所在地域担当保護士、近隣商店店主、近隣中学校副校長、本校 PTA 副会長、保護者代表、近隣商工会関係者、近隣企業家、立川消防署国立出張所長

(校内)

校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、保健相談部主任

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期解決（早期発見、早期対応）、及び学校いじめ対策委員会の支援のために設置する。

イ 所掌事項

- 未然防止策の検討
- 早期解決のための情報収集と情報交換
- 早期解決のための対応策の検討
- 生活指導部、保健相談部との連携
- 学校いじめ対策委員会の支援

ウ 会議

原則週 1 回の定例開催をする。また、いじめ問題が発覚した際に臨時に開催をする。

エ 委員構成

副校長、養護教諭、生活指導部から選出教諭、スクールカウンセラー、(当該) 学年主任

4 段階に応じた具体的な取組

(4) 未然防止のための取組

ア 始業式、終業式、学年集会、ホームルームなど年間を通した学校生活のあらゆる機会に「いじめは絶対に許されない」ということを周知徹底していく。また、生徒会活動を含めて、その雰囲気为学校全体で醸成する。

イ 授業やセーフティ教室などでインターネット上のいじめについて、インターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 使用のルールの確認、いじめ防止のための啓発活動を推進する。

ウ いじめに関する校内研修を行い、教職員の資質の向上を図る。

(5) 早期発見のための取組

ア 授業、ホームルーム、給食、登校時など学校生活のあらゆる場面において、教職員全体で生徒の様子を観察し、生徒との会話を通じて実態把握し、教職員で情報共有をする。

イ スクールカウンセラーによる第 1 学年全員面接及び各学期の面談週間や学期末の特別時間割中の面談を通じて、教職員が生徒の人間関係の把握や生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

ウ 保健室、カウンセリング室などの利用法を第1学年オリエンテーション期間や各年度の初めに生徒に周知し、相談体制を整備する。

(6) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合に、学年や学校サポートチームで情報を共有し、速やかに組織的に対応する。
- イ いじめられた生徒の安全の確保と落ち着いて授業を受けられる環境の確保をする。また、それを最優先に考えた指導を行う。
- ウ いじめを知らせてきた生徒の安全の確保をする。
- エ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度による、いじめた生徒への指導を行う。
- オ いじめを見ていた生徒（傍観者）に対して、いじめを自分の問題と捉えられるように指導を行う。
- カ いじめられた生徒に対しての心のケアのためにスクールカウンセラーとの定期的なカウンセリングを実施する。
- キ いじめた生徒、いじめられた生徒の保護者連絡及び保護者への支援・助言を行う。
- ク 関係機関・専門家との相談・連携をする。
- ケ いじめが犯罪行為として扱われる懸念がある事案についての警察へ相談をする。

(7) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒の安全の確保と落ち着いて授業を受けられる環境の確保をする。
- イ 学校いじめ対策委員会を開催し、関係機関、専門家等との相談・連携をする。
- ウ 生活指導部、学校サポートチームが中心となり全教職員で協力し、解決に向けて取り組む。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携する。
- オ いじめられた生徒に対しての心のケアのためにスクールカウンセラーとの定期的なカウンセリングを実施する。場合によっては、いじめを見ていた生徒やいじめた生徒へのカウンセリングも実施する。
- カ いじめた生徒、いじめられた生徒の保護者連絡及び保護者への支援・助言を行う。
- キ 保護者会の開催及び保護者との情報共有をする。
- ク 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ケ 重大事態発生及び調査結果については教育委員会を通して知事へ報告を行う。

5 教職員研修計画

- (1) いじめに関する教職員研修を、外部講師等を招いて実施し、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
- (2) いじめ問題解決のための教職員研修を「教員研修プログラム」等を用いて実施し、

意識を高め、対応力を身に付ける。

- (3) 教育相談に関する教職員研修を、スクールカウンセラーを講師として実施し、教育相談の資質の向上を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 何か気になることがあれば家庭連絡を行い学校での様子を伝えるとともに、有事の時には保護者が相談しやすい関係を構築しておく。
- (2) 入学式後の新入生保護者会において本校のいじめ防止についての取組について説明し、いじめられた生徒の安全を確保すること、いじめた生徒に対して厳しく指導すること、そして家庭と連携して解決していくことに理解を求める。
- (3) いじめた生徒、いじめられた生徒の保護者への連絡と調査に基づいた事実の説明及び保護者への支援・助言を行う。
- (4) いじめの重大事態が発生した場合には、緊急保護者会を開催し、正確な情報と学校が問題解決に取り組んでいることを周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 日頃より教職員による地域巡回を行い、近隣住民やコンビニエンスストア店主などから話を聞き、生徒の学校外での行動に関して情報を収集する。
- (2) 学校いじめ対策委員会の会議を通じて、生徒の学校外での行動に関して情報を収集するとともに、有事の時の連携を取る。
- (3) 毎年度当初に副校長及び生活指導部主任で立川警察署少年係を訪問し、担当者と情報交換をし、連絡方法などを確認し連携を取る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートの中で本校のいじめ防止の取組について評価を行い、見直し、改善を図る。
- (2) 毎年度末に本基本方針について、学校サポートチーム、生活指導部で見直しを行い、必要に応じて改訂を行う。